

地方側提案に対する考え方

平成 22 年 1 月 28 日

国と地方の協議の場は、地域主権を実現するための大きな推進力であり、その法制化は、是非とも実現しなければならない課題です。

その際には、「協議の場」を、形式的な会議に終わらせることなく、国と地方の政治家が対等に実質の議論を行う、実効性のある、現実に運営可能な制度とすることが何よりも重要と考えます。

国・地方を取り巻く状況は日々刻々と変化するものであり、将来に亘って、協議の場が迅速に国民のニーズに対応し、実効性を確保し続けるためには、国と地方の政治家の判断により弾力的な対応が可能な、柔軟な制度とすることが必要と考えます。このことにより、「協議の場」自身の議論により、発展・進化することができる余地が生まれ、要すれば「協議の場」を「育てる」ことが可能となります。

これらの観点から、昨年 12 月 18 日に頂いた御提案について、以下のとおり当方の「考え方」をお示しいたします。

1 目的について

- 国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）の目的を「地方分権（地域主権改革）の推進」、「効果的、効率的な政策の推進」とする趣旨については、基本的に同意します。

2 会議の構成について

- ① 内閣総理大臣を議長として協議の場の構成員とすることについては、地方側構成員に他の構成員に優越する者がおらず、対等な協議の場としてバランスを欠くのではないかと考えます。
- ② 分科会議を置くことについては、弾力的できめ細やかな対応の容易性等から、必要に応じて協議の場での合意により設けることとすればよいのではないかと考えます。

3 協議の場の対象事項について

- 御提案のように詳細に対象事項を定めて、協議の義務付けを行うことは、協議事項が形式的に広がりすぎて、国と地方の代表者による実質的な協議が行えなくなる可能性があり、また、かえって対象事項の枠を縛る結果となることから、法令では協議の義務付けを行わないで、包括的に対象となる範囲を定めることが適当と考えます。

4 会議決定のプロセスと拘束力について

- ① 会議は定期的を開催することとしつつ、必要があるときには臨時に開催することが適当と考えます。

- ② 議員全員が了解した事項は別途政令で定める方法で議決を可能とすることについては、協議の場が基本的に互いに知恵を出し合う場であり多数決にはなじまないものであることから、具体的な決定手続は法令では規定せず、合意（コンセンサス）によることとすることが適当と考えます。
- ③ 再議について定めることについては、当事者のみが参加している対等な協議において、「再議」を区別して取り扱う必要性もないことから、法令上の定めはおかず、「再議」は議員の発案により行うことが適当であると考えます。

5 会議の結果の取扱いについて

- ① 協議の結果（合意又は不調）に、国及び地方の構成員各々が政治的責任を負うことで、協議の場を設ける目的は達せられると考えられることから、協議が調わなかった事項についての国会への意見書の提出については、当該事項に係る議案の国会における審議に資するよう、政府が国会に報告することとすることが適当と考えます。
- ② この協議の場の目的が政策形成や合意を目指すものであることから、第三者が仲裁を行う規定を設けることは、なじまないものと考えます。

6 その他

- ① 法律名については、「協議」の文言が含まれている方が良いと考えます。
- ② 対等な協議の場として、所要の経費について国・地方双方で負担することとする規定を設けてはどうかと考えます。